

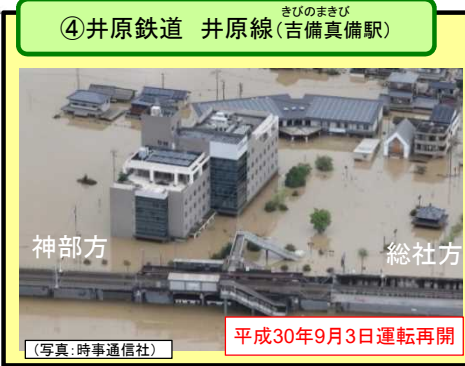
鉄道用地外からの災害リスクへの提言【概要】

令和2年12月

鉄道用地外からの災害対応検討会

平成30年7月豪雨による主な鉄道の被害と復旧状況について(中国地方) 国土交通省

- ・発災後、全国で最大32事業者115路線で運転休止。
- ・JR山陽線は、斜面崩壊等により全線の運転再開に約3か月間を要した。JR芸備線は、約15か月後の令和元年10月23日に全線で運転を再開した。

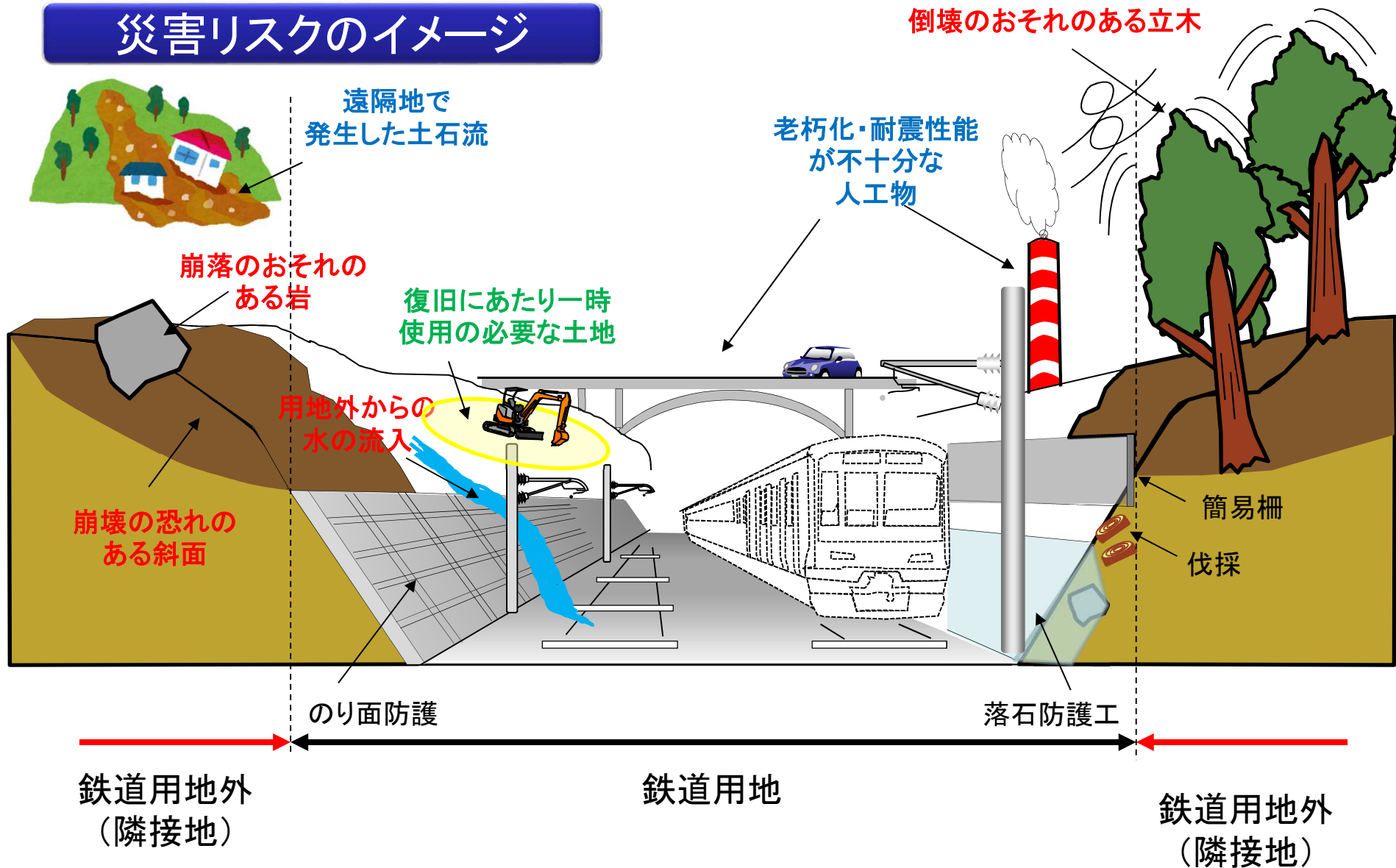


鉄道の主な被害等について(中国地方)

事業者名	路線	発生日	被災箇所等	概要	全線 ※1 運転再開	
JR西日本	山陽線	7月7日	本郷～河内 他	盛土崩壊等	9月30日 ※2 (10月13日)	
	伯備線	7月5日	石蟹～新見 他	変電所水没等	8月1日	
	呉線	7月7日	水尻駅 他	土砂流入等	10月28日	
	山陰線	7月8日	長門大井～越ヶ浜	斜面崩壊	7月21日	
	津山線	7月7日	牧山～野々口 他	土砂流入等	8月5日	
	福塩線	7月7日	備後本庄～横尾 他	土砂流入等	10月18日	
	因美線	7月7日	土師～那岐 他	のり面崩壊等	8月31日	
	芸備線	7月7日	狩留家～白木山 他	橋りょう流失等	2019年10月23日 (※3) 2019年4月4日	
	岩徳線	7月9日	勝間～大河内 他	盛土流失等	9月22日	
	姫新線	7月7日	久世～中国勝山 他	土砂流入等	8月31日	
	木次線	7月9日	油木～備後落合	土砂流入等	8月8日	
	井原鉄道	井原線	7月9日	吉備真備駅	駅施設等冠水	9月3日
	にしきがわ	錦川清流線	7月7日	川西～清流新岩国	土砂流入	8月27日

※1 運転再開期間は芸備線を除き2018(平成30)年
 ※2 JR山陽線は台風24号の影響で再び9月29日から下松駅～柳井間で運休したが、10月13日に全線で運転再開した。
 ※3 JR芸備線は2019年4月4日から三次～中三田駅間で、暫定的に運転を再開した。当該区間は集中的に線路改良工事を実施するため、2019年7月25日～8月21日に終日列車を運休した。

災害リスクのイメージ



事前防災(樹木対策)

課題:隣接地の危険木の早期伐採ができず、倒木による輸送障害等が発生

【事例】

- 隣接した鉄道用地外において、強風などにより倒木の可能性のある樹木(危険木)が確認された。鉄道事業者から、当該区域内の樹木の伐採について土地所有者と協議したが、当該地では、土地所有者との関係づくりがうまくいっていなかったこともあり、両者の間で協議が成立せず、土地所有者による伐採も、鉄道事業者による伐採も同意が得られなかった。その後、危険木が倒れ、輸送障害が発生した。(地権者と鉄道事業者との間に軋轢が生じている場合もあり、協議にすら応じてもらえないケースも散見される。)

倒木による線路支障



鉄道用地外からの倒木が列車に接触し、輸送障害が発生した事例

応急復旧(一時使用)

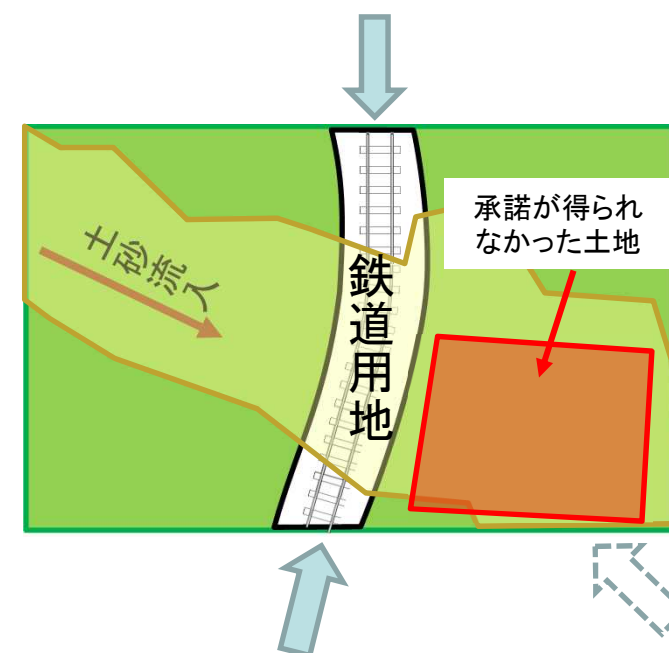
課題: 災害復旧時に隣接地の一時使用ができず、災害復旧工事に支障

【事例】

○ 災害発生後の応急復旧時において、早期運転再開のため、一時的に鉄道用地外を使用して重機等を搬入し、復旧工事を行おうとした。

しかし、当該土地の土地所有者から一時使用の理解が得られなかった。そのため、当該土地を迂回して、線路側から作業員が現場に入ることになり、重機等の搬入も困難となったことから、復旧工事を手作業で実施せざるを得ず、運転再開に時間を要した。

線路側から現場に入ることとなり、復旧にロスが生じた



隣接地を使用できなかった事例

各事業における用地外の事前対策・応急復旧の現状

対象事業	【事前対策において】 用地外における措置・権限	【応急復旧において】 用地外の土地の一時使用など
鉄道	法的根拠無し	法的根拠無し
電気	<p>(電気事業法第61条)</p> <p>電気事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、経済産業大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、経産大臣の許可を受けず、伐採等が可能)</p>	<p>(電気事業法第58条)</p> <p>電気事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、経済産業大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)</p>
通信	<p>(電気通信事業法第136条)</p> <p>認定電気通信事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、総務大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、総務大臣の許可を受けず、伐採等が可能)</p>	<p>(電気通信事業法第133条)</p> <p>認定電気通信事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、総務大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間はこの限りでない)</p>
道路	<p>(道路法第44条)</p> <p>道路管理者は、沿道区域において、道路の構造・交通に及ぼすべき損害・危険を防止するために特に必要と認める時は、その区域にある土地、竹木又は工作物の管理者に対し、損害等を防止するための必要な措置を命ずることが可能</p>	<p>(道路法第68条)</p> <p>道路管理者は、道路に関する非常災害時のやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木などを使用・収用・処分することが可能</p>

※鉄道事業者は鉄道施設に関する測量、工事等の必要があるときは、国土交通大臣の許可を得て、他人の土地への立入り又は一時使用することは可能(鉄道事業法第22条)

法制度面から検討すべき事項

事前防災

応急復旧

○法制度としての実現に向け、以下について検討を進めるべきである。

①樹木の伐採等

沿線の樹木等で鉄道施設に障害を及ぼすおそれがあり、かつ、やむを得ないときにおいて、当該樹木等の伐採や移植が可能となれば、安全・安定輸送に対するリスクを大きく減らせると考えられる。電気事業法や電気通信事業法にあるようなやむを得ない場合に限り、樹木の伐採又は移植ができる制度について、鉄道においても法制度の実現に向けてさらに検討すべきである。

②鉄道用地外への立入り、一時使用等

災害発生後の鉄道の早期復旧のためには、一定の要件下で鉄道用地外を一時的に使用し、資材置場や作業ヤードとして使用できる仕組みが必要と考えられるため、鉄道においても電気事業法や電気通信事業法と同様に法制度の実現に向けて検討すべきである。

○以下については慎重な検討が必要であるため、継続して法制度の実現に向けて課題を整理すべきである。

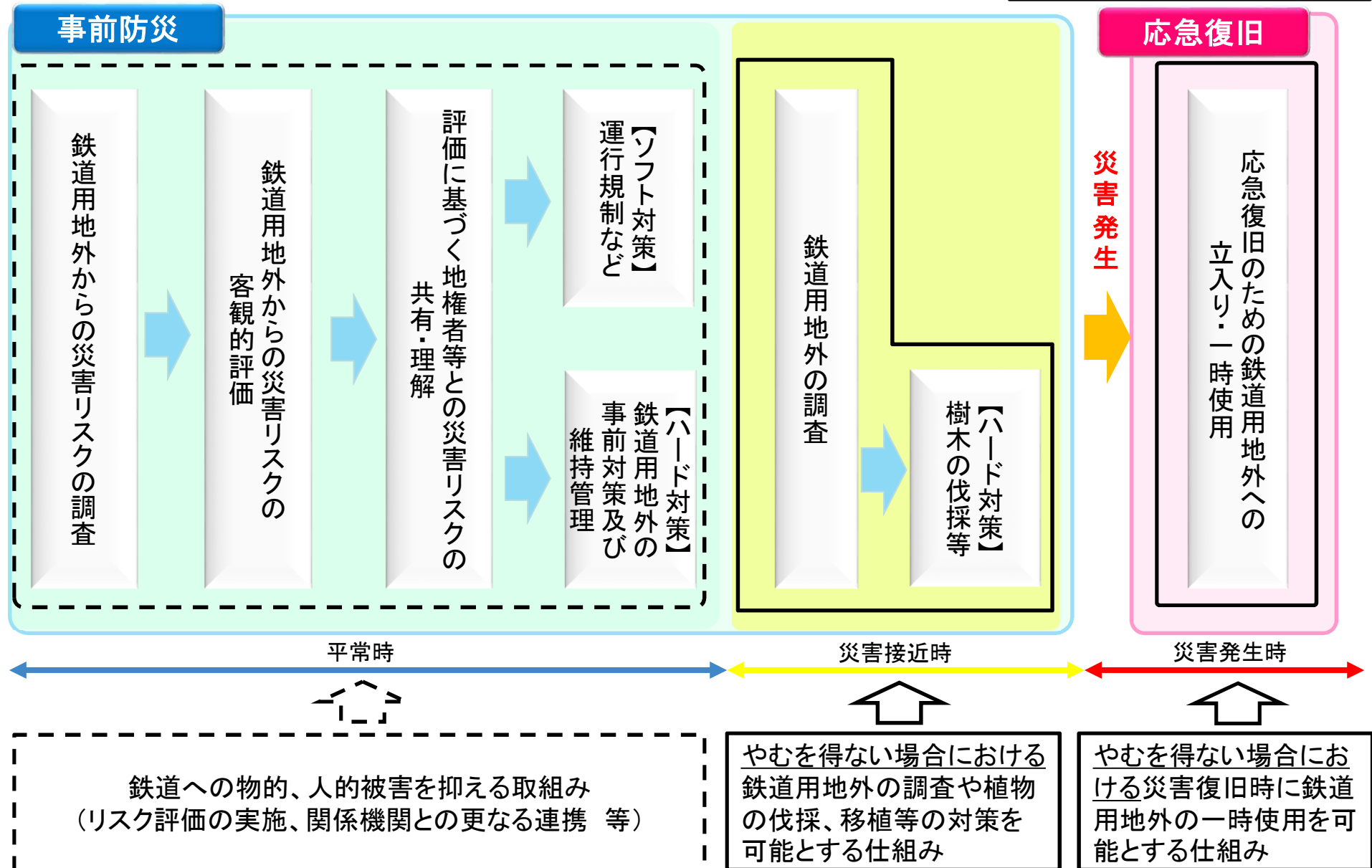
③土石の処分等

沿線の土石についても一定の要件下で鉄道用地内への流入を防ぐ措置が法的に位置づけられれば、災害リスクへの事前の対応が可能になると考えられる。公物における法令、例えば道路法44条においては沿道区域を指定した上で処分することが可能となっている一方で、電気事業法や電気通信事業法には土石の処分等に関する規定がないことを踏まえ慎重な検討が必要であり、継続して法制度の実現に向けての課題の整理をおこなうべきである。

※ これらの行為には通常生ずべき損失の範囲で補償が必要と考えられる。

【検討会まとめ】

—— 法制度の検討
 - - - 法制度以外の検討



※制度面の検討にあたっては、他法令との並びに留意する必要がある。

(参考)用地外からの一時使用に係る規定(鉄道)

○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)

(土地の立入り及び使用)

第二十二條 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、又は使用しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

4 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

5 第三項の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

7 都道府県知事は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(参考)用地外からの一時使用に係る規定(道路)

○道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)(抄)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

第六十七条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(一時使用)

第五十八条 電気事業者(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路(その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する。)を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業(小売電気事業を除く。以下この章において同じ。)の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

2 電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~7(略)

(立入り)

第五十九条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2~3(略)

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(土地の一時使用)

第一百三十三条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に関し、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測標の設置

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~6(略)

(土地の立入り)

第一百三十四条 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、認定電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(植物の伐採又は移植)

第六十一条 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4 第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

(損失補償)

第六十二条 電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによって損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(植物の伐採)

第三百三十六条 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(損失補償)

第三百三十七条 認定電気通信事業者は、第三百三十三条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第三百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第三百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。